

# ゴーン被告側争う姿勢

## 日産100億円損賠訴訟

第1回口頭弁論

日産自動車が、会社法違反（特別責任）などで起訴された前会長のカルロス・ゴーン被告に計約100億円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が13日、横浜地裁（浦野真美子裁判長）であった。ゴーン被告は国外逃亡したままだが、請求棄却を求める答弁書を提出し、争う姿勢を示した。

訴状によると、ゴーン被告は、日産が借りていた国内外の住居を無償で利用し、コーポレート（社有）ジエットの私的利用を繰り返すなどして、日産に損害を与えたと主張。ゴーン被告が逮捕・起訴されたことに伴う株価の下落や信用毀損などによる損害も10億円を下らないとして、総額約100億円の損害が生じた

としている。

ゴーン被告の代理人の一  
人、三ツ石雅史弁護士は、  
読売新聞の取材に対し、日

産側が第1回口頭弁論前に提出した書証が、取締役会議事録など数点にとどまっていることから、「書証がそろつてからでないと、具体的な認否のしようがない」と説明。ゴーン被告は

で「日本の民事訴訟法で（日産側の訴訟対応に）サンクション（制裁）はないのか」と話したという。

ゴーン被告は昨年末、中東レバノンに逃亡。日本政府は国際刑事警察機構（ICPO）を通じて国際手配し、身柄の引き渡しも求めているが、刑事裁判が開かれるメドは立っていない。

一方、役員報酬過少記載事件で、ゴーン被告と共謀したとして起訴された日産元代表取締役グレッグ・ケリー被告（64）の刑事裁判は、9月に東京地裁で始まり、ケリー被告は無罪を主張している。